

マージン率等の情報提供について

※ 原則として、インターネットの利用による情報提供が必要です。

※ 下記の情報(⑥を除く)は少なくとも毎事業年度終了後可能な限り速やかに前年度分の実績を公表することが必要です。

① 令和 7年 6月 20日付け 派遣労働者数

7 人

② 令和 年度 派遣先事業所数(実数)

2 事業所

③ 令和 5年度(令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月 31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

32,839 円(8時間 全業務平均)

④ 令和 5年度(令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月 31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

20,955 円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和 6年度(令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月 31日) マージン率

36.18 %

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和 8年 3月 31日)

☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

- ・入社前教育:派遣労働者全員
- ・入社前安全衛生教育:派遣労働者全員
- ・派遣前訓練(就業規則・派遣時教育・社会人教育等):派遣労働者全員
- ・資格取得教育:資格必要者

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 代表取締役 浅野 大輔
電話番号 06-6232-8071

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

事業所名 株式会社 シェアテック
許可番号 派27-303088